

16を14とし、17を15とし、18を16とし、19を17とし、20を18とし、21を19とし、22を20とし、23を21とし、24を22とし、25を23とし、26を24とし、27を25とし、28を26とし、29を27とし、30を28とし、31を29とし、32を30とし、33を31とし、34を32とし、同表観光交流局長専決事項の交流政策課の欄中「観光交流回復専決事項」を「観光戦略推進部専決事項」に改め、第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

一 旅行業法 (昭和二十七年法律第二十三号)

- 1 第六条第一項 (第六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による旅行者等の登録の拒却
- 2 第七条第五項 (第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による旅行者等の登録の取消し
- 3 第十八条の三の規定による旅行者等の業務の改善の命令
- 4 第十九条の規定による旅行者等の業務の停止の命令及び登録の取消し

別表第1第2号の表交流政策課専決事項の欄中「交流政策課専決事項」を「観光振興課専決事項」に改め、第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

一 旅行業法

- 1 第五条第一項の規定による旅行者等の登録
- 2 第六条の三第一項の規定による旅行者等の更新の登録
- 3 第十二条の二第一項の規定による旅行者等の旅行業約款の認可
- 4 第二十條の規定による旅行者等の登録の抹消

別表第1第2号の表観光交流局長専決事項の観光推進課の欄及び観光推進課長専決事項の欄を次のように改める。

観光戦略推進部専決事項	国際観光課長専決事項
一 通訳案内士法 (昭和二十四年法律第二十号) 1 第二十五条の規定による通訳案内士の登録の抹消 2 第三十二条の規定による通訳案内士の処分	一 通訳案内士法 1 第十八条の規定による通訳案内士の登録

別表第1第2号の表観光交流局長専決事項の国際交流課の欄中「観光交流回復専決事項」を「観光戦略推進部専決事項」に改め、同表生産流通課長専決事項の欄第6号中「養蚕の振興法」を「養蠶振興法」に改め、同号1中「桑三糸」を「第三糸第一項」に、「養蚕の業者」を「蠶繭の飼育」に改め、同号2中「蚕飼養蚕」を「飼育養蠶」に改め、同号に次のように加える。

3 第九條第一項の規定による報告の徴収、立入検査等

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の級畜対策課の欄第1号1及び2中「(第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項)を「及び第九十五條の二第三項」に改め、同号8中「(第九十六條の四において準用する場合を含む。）」、「又は市町」及び「(第九十六條の四において準用する場合)は、協議及び同意)」を削り、同号中18を削り、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、同欄に次の1号を加える。

九 市民農園整備促進法 (平成二年法律第四十四号)

- 1 第四条第二項 (同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による市町の指定する市民農園区域の協議
- 2 第七条第四項 (同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による市町の認定する市民農園の開設の同意

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の農業振興課の欄第1号2中「(第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「(第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項)を「及び第九十五條の二第三項」に改め、同号3中「(第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）」及び「及び第九十六條の四」を削り、「(第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項)を「及び第九十五條の二第三項」に改め、同号4中「(第九十六條の四において準用する場合を含む。）」、「又は市町」及び「(第九十六條の四において準用する場合)は、協議及び同意)」を削り、同号中9を削り、10を9とし、同表農業安全課長専決事項の欄第6号中「おんぼろじつじつての農を振のまひ延防止に関する規則」を「蠶繭についての農組病のまひ延防止に関する規則」に改め、同表農林水産部専決事項の森林管理課の欄第1号中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、同欄に次の1号を加える。

十 石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例 (平成十五年石川県条例第二十号)

- 1 第十一條の規定による勸告
- 2 第十一條第一項の規定による公表
- 3 第十一條第二項の規定による意見陳述の機会を付与

別表第 1 第 2 号の表森林管理課長専決事項の欄第 1 号中 10 を 11 とし、9 を 10 とし、8 を 9 とし、7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 を 2 とし、2 の前に次のように加える。

- 1 第四條第八項(同第十一項において準用する場合を含む。)の規定による全国森林計画に係る審議の申付
- 別表第 1 第 2 号の表森林管理課長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

六 石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例

- 1 第八條第一項の規定による意見の聴取
- 2 第九條第一項の規定による報告の徴収
- 3 第九條第一項の規定による立入調査等
- 4 第十條第一項の規定による助催

別表第 1 第 2 号の表競馬事業同長専決事項の競馬業務課の欄中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同表道路整備課長専決事項の欄第 1 号中 11 を 12 とし、10 を 11 とし、9 を 10 とし、8 を 9 とし、7 の次に次のように加える。

- 8 第四十八條の五第一項又は第三項の規定による豊後詰同又は後取の詰同

別表第 1 第 2 号の表土木部長専決事項の都市計画課の欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表都市計画課長専決事項の欄第 4 号及び第 5 号を削り、同欄第 6 号 3 中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同号 7 中「第五十四條」を「第五十五條」に改め、同号 8 中「第五十九條」を「第三十三條」に改め、同欄中同号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第 6 号 2 中「第六十次条改訂」を「第六十次条第一項改訂第一項並びに」に改め、同号 5 中「第七十四條第四項」を「第七十四條第五項」に改め、同欄第 10 号中「(都庁計画課の所管に属するものを除く。)」を「(昭和三十四年法律第三十八号)」に改め、10 を 11 とし、9 を 10 とし、8 を 9 とし、同号 7 中「第六項」を「第三項」に改め、同号中 7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 の次に次のように加える。

- 3 第五十一條第一項の規定による市街地再開発事業の事業計画の認可

別表第 1 第 2 号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄第 17 号 11 中「第五十五條第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同欄中同号を第 16 号とし、第 18 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄に次の 1 号を加える。

十一 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第六十四号)

- 1 第五十七條の規定による指圖命令
- 2 第五十八條の規定による計画の認定の取消し

別表第 1 第 2 号の表建築住宅課長専決事項の欄第 6 号 16 中「第七十一條第一項」を「第七十一條第三項」に改め、同号 17 中「第七十四條第四項」を「第七十四條第五項」に改め、同欄第 10 号中「(都庁計画課の所管に属するものを除く。)(以下において同じ。)」を削り、同号 1 中「第七條の六第一項」を「第七條の六第三項」に改め、同号 3 中「第六項」を「第七項」に改め、同号 9 中「第四十五條第三項」を「第四十五條第四項」に改め、同号中 16 を 18 とし、15 を 17 とし、同号 14 中「第七十一條第三項」を「第七十一條第四項」に、「同第一項」を「同第一項後段」に改め、同号中 14 を 16 とし、13 を 15 とし、12 を 14 とし、11 を 13 とし、10 の次に次のように加える。

- 11 第五十六條において準用する第五十一條第一項後段の規定による事業計画の変更の認可
- 12 第五十五條第一項の規定による図書の写しの送付

別表第 1 第 2 号の表建築住宅課長専決事項の欄第 13 号 1 中「第三十一條の二第一項第十五号へ、第六十一條の三第四項第十五号へ」を「第三十一條の二第一項第十四号へ、第六十一條の三第四項第十五号へ」に改め、同号 2 中「第三十一條の二第一項第十六号へ」を「第三十一條の二第一項第十五号へ」に改め、同号 4 中「第六十條の七第一項又は第六十五條の七第一項」を「又は第五項」に改め、同欄第 19 号 7 中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同号 11 中「第五十四條」を「第五十五條」に改め、同号 12 中「第五十九條」を「第三十三條」に改める。

別表第 2 の表保健所長の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表こころの健康センター所長の項第 1 号中 10 を 11 とし、9 を 10 とし、8 を 9 とし、7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 の次に次のように加える。

3 第三十八條の四の規定による請求の取扱い

別表第 2 の表こころの健康センター所長の項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第 3 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表保健福祉センター所長の項第 5 号及び第 6 号を削り、同表土木総合事務所長の項第 12 号 3 (四) 中「回条第三号」を「回条第四号」に、「並びに回条第三号」を「回条第五号」に、「かわら」を「瓦」に改め、「工事用材料」の下に「回条第六号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物並びに回条第七号に規定する一時収容するため必要な施設」を加え、同項中第 45 号を削り、第 46 号を第 45 号とし、第 47 号から第 50 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

五十 都市の低炭素化の促進に関する法律

- 1 第五十四条第一項 (第五十五条第二項において準用する場合を含む。) の規定による認定
- 2 第五十四条第三項 (第五十五条第二項において準用する場合を含む。) の規定による建築主への通知
- 3 第五十六条の規定による認定建築主に対する報告の徴収
- 4 第五十九条の規定による認定建築主に対する助言及び指導

五十一 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成二十四年国土交通省令第八十六号)

- 1 第四十三条第一項 (第四十六条において準用する場合を含む。) の規定による認定の通知

別表第 2 の表ダム建設事務所長の項を削り、同表備考中「第四十八号」を「第四十七号」に改める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄中第 24 号 1 を改める改正規定は、同年 9 月 1 日から、同表農林水産部長専決事項の森林管理課の欄に 1 号を加える改正規定及び同表森林管理課長専決事項の欄に 1 号を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。